

令和 8 年 6 月 19 日

東京都の輸出事業者 S

経済産業省 G X グループ
資源循環経済課長 三牧 純一郎

環境省関東地方環境事務所
所 長 庄子 真憲

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づきタイ王国向けに令和 8 年 3 月 11 日横浜税関に輸出申告した貨物（モータースクラップ）について、同年 3 月 12 日に同税関が貨物確認検査を行い、関東地方環境事務所横浜事務所が立ち会った結果、ガスメーター、電気・電子機器及び部品のスクラップ等が含まれた貨物であることを確認した。

当該貨物は、貨物確認検査及びヒアリング調査等の結果、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等に該当することが確認された。

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、バーゼル法第 4 条第 1 項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項の規定により輸出の承認を受ける義務が課せられるところ、当該貨物の輸出に当たって当該承認を受けていなかったことは、国内においてはバーゼル法違反となるおそれがあった。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

- 1 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法等を記載した顛末書を令和 8 年 7 月 3 日（金）までに経済産業省及び環境省に提出すること。
- 2 輸出申告撤回後、引き取った貨物について、再度輸出する場合は規制対象となるものを取り除いたことが確認できる写真（仕分け前、仕分け後、取り除いたもの）を添え報告すること。また、再輸出せずに、国内での販売、仕入先へ返品等する場合には、本取引内容が確認できる書類を添え報告すること。
- 3 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保に努めるとともに、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。